医療法人等に係る所得金額の計算書

事業	・　・　から	法人番号	
年度	・　・　まで	法人名	

（令和七・四改正）（提出用）

総所得金額			(1)	
医療保健業とその他の事業とをあわせて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分	医療保健業の所得金額		(2)	
	その他の事業の所得金額		(3)	
	土地譲渡益等		(4)	
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	社会保険分の医療収入金額（下記（ア）欄の額）	(5)	
		医療保健業の総収入金額（下記（エ）欄の額）	(6)	
	社会保険分の所得金額 $\left((1)\times\frac{(5)}{(6)}\text{又は}(2)\times\frac{(5)}{(6)}\right)$		(7)	
課税所得金額の計算	当期分の所得金額　((1)－(7))		(8)	
	繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		(9)	
	課税標準となる所得金額　((8)－(9))		(10)	

計算の基礎とする収入金額の計算

社会保険分の医療収入金額		円	その他の収入金額		円
	健康保険法			労働者災害補償保険法	
	国民健康保険法			介護保険法	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自費診療収入	
	船員保険法			入院料、ベット代差額収入	
	国家公務員共済組合法			健康診断、予防注射等受託医療収入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律			その他の医療収入	
	地方公務員等共済組合法			事務取扱手数料等	
	私立学校教職員共済法			患者、付添人食事代収入	
	戦傷病者特別援護法			健康診断等証明収入	
	母子保健法			受託技工、検査料等収入	
	児童福祉法			嘱託収入	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子等及び配当等収入	
	生活保護法			電話、電気、ガス、テレビ、寝具等使用料収入	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			生産品等販売・不用品売却収入	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
	麻薬及び向精神薬取締法				
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			その他の附随収入	
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律			計　(イ)	
	介護保険法		その他の事業の収入金額（この欄は、その他の事業の収入金額を医療保健業の所得に含めて計算する場合のみ記入します。）	商品販売収入	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			物品資産貸付収入	
	難病の患者に対する医療等に関する法律				
				計　(ウ)	
	計（上記の(5)欄へ）　(ア)		医療保健業の総収入金額(ア)＋(イ)＋(ウ)（上記の(6)欄へ）　(エ)		

この印刷物は、リサイクルできません。

東京都主税局

医療法人等に係る所得金額の計算書

事業 年度	・ ・ から ・ ・ まで	法人番号	
		法人名	

（令和七・四改正）（控用）

総所得金額			(1)	
医療保健業とその他の事業とをあわせて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分	医療保健業の所得金額		(2)	
	その他の事業の所得金額		(3)	
	土地譲渡益等		(4)	
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	社会保険分の医療収入金額（下記（ア）欄の額）	(5)	
		医療保健業の総収入金額（下記（エ）欄の額）	(6)	
	社会保険分の所得金額 $\left((1)\times\frac{(5)}{(6)}\text{又は}(2)\times\frac{(5)}{(6)}\right)$		(7)	
課税所得金額の計算	当期分の所得金額 ((1)－(7))		(8)	
	繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		(9)	
	課税標準となる所得金額 ((8)－(9))		(10)	

計算の基礎とする収入金額の計算

社会保険分の医療収入金額

	円
健康保険法	
国民健康保険法	
高齢者の医療の確保に関する法律	
船員保険法	
国家公務員共済組合法	
防衛省の職員の給与等に関する法律	
地方公務員等共済組合法	
私立学校教職員共済法	
戦傷病者特別援護法	
母子保健法	
児童福祉法	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
生活保護法	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
麻薬及び向精神薬取締法	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	
介護保険法	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
難病の患者に対する医療等に関する法律	
計（上記の(5)欄へ）（ア）	

その他の収入金額

	円
労働者災害補償保険法	
介護保険法	
自費診療収入	
入院料、ベット代差額収入	
健康診断、予防注射等受託医療収入	
その他の医療収入	
事務取扱手数料等	
患者、付添人食事代収入	
健康診断等証明収入	
受託技工、検査料等収入	
嘱託収入	
利子等及び配当等収入	
電話、電気、ガス、テレビ、寝具等使用料収入	
生産品等販売・不用品売却収入	
その他の附随収入	
計（イ）	

その他の事業の収入金額（この欄は、その他の事業の収入金額を医療保健業の所得に含めて計算する場合のみ記入します。）		
	商品販売収入	
	物品資産貸付収入	
	計（ウ）	
医療保健業の総収入金額（ア）＋（イ）＋（ウ）（上記の(6)欄へ）	（エ）	

この印刷物は、リサイクルできません。

東京都主税局

25060-513